

【表紙】
【発行登録追補書類番号】 7 - 外1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年8月22日

【会社名】 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
アウノイ・バナジー
(Aunoy Banerjee)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 津江 紘 輝
同 松本 健
同 隈 大 希
同 工藤 和 樹
同 中島 庸 元
同 松岡 亮太朗
同 新田 栄 光
同 氏家 真
同 春田 晟
同 安井 優 介

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 500,000,000インド・ルピー（日本円換算額855,000,000円）

（上記日本円換算額は1インド・ルピー = 1.71円の換算率（2025年8月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。）

【発行登録書の内容】

提出日	令和7年7月30日
効力発生日	令和7年8月7日
有効期限	令和9年8月6日
発行登録番号	7 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 15,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

1,500,000,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当なし。

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は
「計算代理人」
「パークレイズ・グループ」
「英国」又は「連合王国」
「円」又は「日本円」
「インド・ルピー」
「米ドル」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー
パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
日本の法定通貨
インド共和国の法定通貨
アメリカ合衆国の法定通貨

第一部【証券情報】

[パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年9月10日満期 インド・ルピー建社債（円貨決済型）に関する情報]

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

- 前略 -

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	500,000,000 インド・ルピー （日本円換算額 855,000,000円） （注2）	売出価額の総額	500,000,000 インド・ルピー （日本円換算額 855,000,000円） （注2）
-------------------------	--	---------	--

- 中略 -

利率	年6.66%
----	--------

- 中略 -

（注2）日本円換算額は1インド・ルピー = 1.71円の換算率（2025年8月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。

- 後略 -

2【売出しの条件】

- 前略 -

（注5）本社債の発行日は、2025年9月8日である。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2025年9月9日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）期限前に償還されない限り、額面金額に対して年6.66%の利息が付され、かかる利息は、2026年3月10日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの各年3月10日及び9月10日（ロンドン時間）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間について日本円で後払いされる。額面金額当たりの利息額は、最初の利息期間については3,348.50インド・ルピーに初回観察日における参照為替レートを乗じた金額（日本円）とし、その後の利息期間については、下記「利息額の決定」の規定に従って定められ、3,330.00インド・ルピーに当該利息期間最終日の直前の観察日における参照為替レートを乗じた金額（日本円）とする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

利息額の決定

額面金額100,000インド・ルピーの各本社債における利息額は、計算代理人が以下の算式により決定する。

$$3,330.00 \text{インド・ルピー} \times \text{参照為替レート}$$

（1円未満を四捨五入する。）

- 後略 -

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項及び発行登録目論見書の訂正事項分」と題する書類の表紙に発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称、売出人の名称並びに以下の文章が記載される。

「本書及び本社債に関する2025年8月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。但し、本書では令和7年8月21日付訂正発行登録書及び本社債に関する令和7年8月22日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度（自令和6年1月1日 至令和6年12月31日）
令和7年6月27日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。